

ジュニアブリッジ養成事業に係る事務手続き留意事項

1 申請書・報告書の手続きについて

ジュニアブリッジ育成事業の補助金交付要項を参照の上、期限までに必要書類を提出すること。

2 事業実施期間は、平成29年5月1日から、平成30年2月28日とする。

3 申請書類

- (1) 補助金申請書 (様式1-1)
- (2) 収支予算書 (様式1-2)
- (3) 請求書 (様式1-3)
- (4) 事業計画書 (様式1-4)

4 提出期限 平成29年5月19日(金)

5 提出先

〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山1443-12
県総合運動公園内 公園事務所・受付
公益財団法人 宮崎県体育協会事務局
TEL 0985(58)5633
FAX 0985(58)5630
担当：

6 事業内容について

(1) 対象について

県内小中学生及び指導者を基本とするが、小中高連携をふまえ、高校生及び高校指導者を加えて実施することができる。

(2) 内容について

- ① 合同練習会は、各競技の実態に応じて、「小中学生県選抜チームによる練習会」、「県内トップ選手を集めての練習会」から選んで実施することができる。
- ② 競技力向上のために県選抜チームによる遠征を実施することができる。
- ③ 宮崎国体や南部九州総体の対象学年をターゲットエイジとして競技体験会や練習会を行う。
- ④ 指導者や選手に対して合同研修会をしてもよい。

(3) 実施回数について

競技に取り組まない空白の期間をなくすために、毎月1回程度継続的に実施することを基本とするが、各競技の実態に応じて柔軟に対応する。

(4) 補助対象経費について

a) 報償費

「指導者」とは、合同練習会を指導する県内指導者であり、1回の練習会に2名程度を目安とする。「講師」とは、合同研修会を指導する県外指

導者であり、1回の研修会に1名を目安とする。

- b) 交通費 【補助金等の執行に関する取扱】参照
 ※ 選手には交通費は支給しない。
- c) 宿泊費 「講師」は、県外からの招へいしてもよいが、宿泊が必要な場合は、宿泊費に相当する額を謝金に加算して支出することができる。但し、練習会の日程や内容を工夫し、宿泊は最小限にとどめること。
 遠征に伴う選手の宿泊費が必要な場合も、予算を考慮し最小限にとどめること。
- d) 借用料 体育館等の会場借用料
- e) 消耗品費 「競技用消耗品」については、単価2万円を越えるものは購入できない。また、事務局用消耗品代とならないよう注意する。
- f) 役務費 参加者の安全に配慮し、必ず傷害保険に加入すること。

※「補助対象経費」については、a)報償費～e)役務費までをバランス良く計上することが望ましいが、各競技団体の実態に応じ、事業の目的や内容に反しない常識の範囲内で柔軟に設定してもよい。

7 その他

- (1) 申請書の提出を受け審査の後、補助金交付決定を通知するとともに補助金を指定の各競技団体会長口座に振り込みます。
- (2) 申請書が提出されない場合は、補助金の交付が行えません。
- (3) 事業終了後30日以内または平成30年3月9日までに事業実績報告書を提出下さい。
 - ① 報告書（鑑） (様式2-1)
 - ② 収支決算書 (様式2-2)
 - ③ 事業実績報告書 (様式2-3)
 - ④ 宿泊証明書 (様式2-4)
 - ⑤ 指導者・参加者名簿 (様式2-5)
 - ⑥ 領収書 (様式2-6、様式2-7)
 - ⑦ スナップ写真 (様式2-8)
- (4) 事業担当者へ内示額について連絡し、事業の調整を行って下さい。
- (5) 補助金執行の適正化についてはお願いいたします。報告書提出期限の厳守及び事業に伴う領収書の提出については、対象科目毎に（一括した徴収書の場合は内訳を詳細に記入する）正確なものを提出下さい。
- (6) チーム状況や日程の関係で強化事業の実施が難しい場合には、早急に連絡下さい。戻入もしくは、申請額の変更が必要です。（遅くなると年度末に処理が出来なくなり次年度の全体予算に影響いたします。）
- (7) 事業計画書をもとに事業視察を実施する予定です。実施日に変更が発生した場合は、本協会まで御連絡下さい。